

動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会（第7回）

議事概要

1. 日時 令和2年8月12日(水) 14時00分～15時30分

2. 場所 TKP新橋カンファレンスセンター ホール16D

3. 出席者

座長	武内 ゆかり	東京大学大学院教授
委員	磯部 哲	慶応義塾大学大学院法務研究科教授
	加隈 良枝	帝京科学大学准教授
	佐藤 衆介	八ヶ岳中央農業実践大学校畜産部長
	渋谷 寛	渋谷総合法律事務所所長、弁護士
	水越 美奈	日本獣医生命科学大学教授

環境省 小泉 進次郎 環境大臣

事務局	鳥居 敏男	環境省自然環境局局長
	大森 恵子	環境省大臣官房審議官
	奥山 祐矢	環境省自然環境局総務課課長
	長田 啓	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長
	野村 環	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長補佐
	小高 大輔	環境省自然環境局総務課課長補佐
	佐藤 知生	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室係長

4. 小泉環境大臣挨拶

改めまして、皆さんこんにちは。今日は検討会の取りまとめということで出席させていただいた。また、お忙しい中、議員の先生方もお越しいただき、ありがとうございます。

ちょっと挨拶が長くなるので、事前にご理解いただきたい。思いを込めているので、少し長くなる。

今日はまず、第7回となるこの検討会にご出席いただいている武内座長をはじめ委員の先生方にも大変なご尽力をいただき、本当にありがとうございます。今日、飼養管理基準について検討会として取りまとめいただく予定となっている。委員の先生方には、まずここに至るまで精力的に議論を尽くしていただいたことを心から感謝する

次第。

環境省からお示した事務局案のポイントは3点である。

第1に、悪質な事業者を排除するために、自治体がレッドカードを出しやすい明確な基準とすること。

第2に、自治体がチェックしやすい統一的な考え方で基準を設定すること。

第3に、議員立法による動物愛護管理法の改正を踏まえ、つまりこれは閣法ではなく議員立法だということ。この議員立法による動物愛護管理法の改正を踏まえて、超党派の議員連盟が作成した基準案を最大限尊重して、さらに動物愛護の精神にのっとりより良い基準とすること。

とりわけ重要なのは、第1の点、悪質な事業者を排除するために自治体がレッドカードを出しやすい明確な基準とすることである。明確で効果的な基準を定め、不適切な事業者を無くしていくことが何よりも重要である。

基準案は、自治体が現場を指導するための基準であり、事業者が守るべき事項である基準を、統一的な考え方によって明確にしている。また、基準の内容自体も、第2の点、つまり自治体がチェックしやすい統一的な考え方で基準を設定することと、第3の点、議員立法だという経緯、そして動物愛護の精神に則るということ、この第2の点と第3の点を踏まえて、動物の健康・安全を確保するための水準を確保している。

例えば、ケージのサイズは、品種や個体のサイズが多様であることに着目して、体長・体高をベースにした基準を提案している。ケージの大きさは、超党派の議員連盟が作成した基準案を上回っており、動物一頭一頭に対して、十分な広さと高さを確保するものとなっている。また、従業員の員数に係る基準案については、1頭当たりの世話に必要な時間を基に、繁殖犬については1人15頭などの基準をお示した。

事業者側からは、この基準に反対するような声も上がっているようだが、厳しい規制が嫌がられるかどうかといったことを判断のベースにするのではなく、あくまで動物のより良い状態の確保はどうあるべきかという視点に立つという考え方に変わりはない。後退することのないよう、しっかりと取り組んでいく。

重要な論点の1つである繁殖回数については、高齢の個体の繁殖への影響を考慮するとともに、最も確認しやすく、効果的な基準になり得るとの観点から、2年後の令和4年に施行されるマイクロチップの義務化を見据えて、年齢を基本とした基準を提案した。超党派議連の案のように、回数を基準にすべきとのご意見もあるが、回数では虚偽の情報を見抜くのが難しいといった課題がある。

一方で、2年後の令和4年のマイクロチップの義務化までの間は、年齢確認の確実性についても課題があることから、超党派議連のご意見も尊重して、年齢に加え、出産回数を6回とする規定を併用することについても早急に検討して、今月中に結論を得る。

年齢を基本とすると、出産の回数に制限がかからなくなるという懸念の声がある

が、そのようなことはない。

犬は、個体により発情周期が一般に6か月から10か月まで差がある。一部には5か月という犬種もいる。また、出産した場合、次の発情周期が1か月半ほど遅くなる発情遅延が起こることも知られている。

つまり、発情周期が長い犬では、発情から妊娠・出産までの2か月に、発情遅延を含む無発情期の10か月が加わるので、2プラス10で約12か月が繁殖のサイクルとなる。しかし、犬の受胎率は約7割程度であり、初回発情から6歳までに毎回交配したとしても、出産は4回程度となる。

また、発情周期が短い犬については、発情から妊娠・出産までの約2か月に、発情遅延を含む無発情期の6か月を加えた約8か月が繁殖のサイクルとなる。しかし、犬の受胎率は約7割程度であり、初回発情を迎えて6歳までに毎回交配したとしても、出産は7～8回となる。

さらに、こういった発情周期が短い犬についても、産める限り産ませるという考え方ではない。今後、繁殖に用いられた犬や猫ができる限り早い段階で家庭などに譲渡されるための効果的な施策を推進するための議論の場を設けていく必要があると考えている。

また、1歳未満であろうとなかろうと、年齢や出産回数にかかわらず、雄、雌を問わず繁殖に適さない個体は交配を認めないこととしている。このように個体ごとの繁殖生理を踏まえることによって、野放図な繁殖を行わせない基準としている。

これらの基準に加え、例えば「毛玉で覆われている」、「爪が伸びたままになっている」といった状況を放置すること自体を直接禁止する、動物の状態に着目した新たな基準も盛り込んだ。

環境省としては、こういった新たな基準について、その考え方をご理解いただけるように、今後も丁寧に説明していきたいと考えている。その上で、こうした基準を満たさず、改善の意思のない事業者に対しては、勧告や命令にとどまらず、速やかに取消しや罰則、すなわちレッドカードを出していくことになる。

環境省は、今回策定される新たな基準に基づき、自治体と連携しながら、動物取扱業の状況を着実に速やかに改善していくということを、この場をお借りしてはっきり申し上げる。

最後に、全体を総括して一言私から申し上げますと、今回、この飼養管理基準案を検討する過程の中で、多くの方々と議論を重ねてきた。その中で強く感じたことは、好き嫌いや個人的な感覚、イデオロギーなどの下にあるべき論を振りかざして、ゼロか100かといった議論をすることが重要なのではなくて、データやファクトといった共通の土台に基づいて議論していく必要があるということ。そして、それがまだまだ不足しているということ。

本年4月30日に改訂した動物愛護管理基本指針でも、適切な情報共有を通じて、証

拠に基づき政策立案を推進していく、いわゆるEBPM（エビデンスに基づく政策立案）の必要性に触れた。今後、自治体とともにより強固なデータやファクトを整備していくために、我々自身が努力していく必要があると感じている。

今回の基準案については、議員立法という経緯を踏まえ、相当踏み込んだものにしたという自負はある。不十分だと言う方はいるかもしれませんが、行政の立場から言えば、ゼロか100かという議論はない。最も不幸なことは、同じ方向を向いているにもかかわらず、自分の意見と完全には一致していないということをもって、敵と味方のように対立構造を作ってしまうということである。

今回の案は、悪質な事業者にレッドカードを突きつけるという点で最大限努力した案になっているという思いを持っている。「この内容ではレッドカードは出せない」という声もあるようだが、個別の事業において実際に悪質な事業者にレッドカードが出せないような事例があれば、自治体と連携してしっかり対応していくことが重要である。

このため、自治体の取組を支える仕組みづくりの一環として、環境省に新たに相談窓口を設置して、命令や取消処分などの事業者への対応のノウハウを蓄積して自治体にフィードバックするなど、具体的な対応を今後進めていくこととしている。

一人一人様々な立場や思いがあると思うが、お互いにリスペクトの精神を忘れずに、率直にご議論いただければと思う。この取りまとめが動物愛護行政にとって、真に動物愛護の精神に立脚した新たなスタートになるように、これからも共に頑張ろうではありませんか。

冒頭の時間、ご挨拶の時間をいただいて、次があるため、これで失礼いたしますが、武内座長の下での闊達な議論を期待している。今日は本当にありがとうございました。

5. 議事概要

座長の進行により、議事（1）（2）について検討が行われた。

（1）適正な飼養管理の基準の具体化について

事務局より、「資料1-1」適正な飼養管理の基準の具体化について」について、以下の説明が行われた。

- 資料1-1は、前回、7月10日の検討会で示した飼養管理の基準に係る事務局としての環境省案について、当日のご意見を踏まえて一部修正等をしたものである。
- 資料の中で、前回から追記あるいは修正等をした部分について、赤文字で示している。変更部分を中心に取りまとめているため全体を説明する。
- 1枚目、2枚目は、今回の改正法に係る規定である。

- 3枚目の基準案のポイントは、冒頭に大臣からも申し上げた重要な3点である。
- 4枚目に新しいスライドを1つ追加した。悪質な事業者を排除していくために、どのような形でレッドカードの基準を運用していくのかということである。
- 悪質な事業者で、改善の意思がない者については、いかに取消処分などを適用して、そういう事業者をなくしていくかというのが最重要課題だと認識している。このために、基準そのものについては、これまでご検討いただいたように、自治体が現場で明確に判断をして指導できる、守るべき事業者も何をすればいいかがはっきり分かる、統一的な考え方で設定をしている。
- 残念ながら現状において不適切な事業者が存在するというのは事実。その背景には、取消処分までは行かないだろうという甘い考えの事業者や、一部の自治体の中には、徐々にでも改善をしていけばよいという考え方を持っている人たちがいることも事実である。ここを大きく変えていかなければ、悪質な事業者を速やかになくしていくことが困難だと考えている。
- これを踏まえて、基準の具体化、明確化と併せて、基準の解説書というものをセットで整備をして、明らかに基準違反になる状態を明示していきたいと考えている。
- また、自治体は勧告や命令、取消しを行うことにあまり慣れていないため、自治体と連携して、基準を守る意思がない事業者には速やかに勧告、命令、取消しまでを行うこととし、時間稼ぎをさせないという考え方で、自治体に対する相談窓口を設け、対応のマニュアル化、例えば対応フローや命令書のひな型の整理といったことも進めていきたい。また、動物愛護管理法以外の法令、例えば獣医師法、薬機法、悪臭防止法といったツールも事業者の適正化に十分活用できると考えており、動物愛護管理法の中にも直罰規定である虐待規制の第44条がある。刑事告発など、自治体が使える他のツールもあるので、こういったことも含めて、自治体の対応を支え、悪質な事業者は退場させていくことが必要だと考えている。自治体にもこの点をしっかり理解していただくために、今後説明会等も開催しながら、新たな基準の運用の徹底を期していきたい。
- 対象範囲とコンセプトは従前どおりで、法律の条文上、犬猫等販売業となっているが、展示業や保管業などその他の業種も含めて、第一種動物取扱業に広く適用するということと、届出制の第二種動物取扱業にもこの基準を準用するということである。特に必ず守らなければならない基準であり、閉じ込め型の飼養を防ぐといったことを重視してまいりたい。
- 6枚目は、飼養施設の管理、施設に備える設備の構造・規模、設備の管理であるが、基本的にはケージ等の大きさである。運動スペースを休息場所等と一体的に運用する一体型と分離型という考えは、従前説明したとおりである。運動スペースの確保については、ペットホテル等の保管業、訓練業、傷病動物や幼齢動物は

除くこととしている。

- 7枚目については、前回検討会において、親子で同居する場合等の考え方を整理する必要があるのではないかとのご指摘があった。複数飼養する場合における分離型の寝床や休息場所となるケージの大きさの考え方については、例えば親子が同居している場合には、親と子それぞれの体長、体高をベースにして、一頭一頭に必要な広さの面積を算出して、その合計の面積を少なくとも確保する必要があるということを新たに規定した。運動スペースを分離している場合、運動スペースに1日3時間以上出すということにしている。3時間は短いのではないかとのご指摘もあったが、これは最低限。3時間以上出すために必要な運動スペースをしっかりと確保させ、それを常に運動できる状態で維持するということが重要な意義があると考えており、そのことによってしっかりと運動させる場所を使いながら、適切な管理を確保していきたい。
- 9枚目は、運動スペース一体型（平飼い等）の場合だが、こちらについても複数飼養する場合の考え方を整理するということが基準を示した。
- 最初の2行目の赤字は、少し書き方を変えている。もともとこの2行目には、「3頭以上飼養する場合は、1頭当たり3倍の床面積を追加」と書いていたが、「複数飼養する場合は、分離型のケージサイズの3倍×頭数分の床面積を確保」という書き方にしている。少し分かりにくくなったというご指摘もあるが、もともとの基準では、1行目に（分離型のケージサイズの床面積の）「6倍（2頭まで飼養可）」と書いてあったが、2頭で飼うことが基本になるという誤解を招かないために、「複数飼養する場合」という書き方にしている。1頭、2頭、3頭、それぞれ飼う場合に必要な面積については前回説明したとおりで、1頭であれば床面積の1頭分の6倍、2頭でもケージの3倍掛ける頭数なので、同じように6倍、3頭であれば9倍、4頭であれば12倍というような形になる。猫についても基本的な考え方は同じで、2頭まで可とすると、2頭飼うことが標準であるという誤解を招く可能性があるということで、このような表記にしている。具体的に条文等で規定する場合にどのような表記が良いかという点については、また改めて精査をする必要があると考えている。
- また、新たに変更した部分として、「繁殖時」と書いているが、繁殖をしている個体について、親子で平飼い等のケージ（一体型）に入れる場合があるが、この場合には、その親子以外の個体を同居させることは不可と規定している。また、同じケージに親子以外の個体を同居させることについて、特に犬であれば社会性がある動物ということで、同居させることによって良い面と、闘争等が起こる組合せで入れた場合には、悪い面があるということで、その両面を考慮していく必要があるが、闘争等が起こる組合せでの飼養は認めないということは明確にしておきたい。

- さらに、「根拠・考え方」のところで赤字で書いている。産業動物等では、清掃管理の観点からもケージのサイズについて規定をする場合があるというご指摘があった。犬や猫の飼養設備については様々な形態があるということもあり、一律に定めるということは難しい面があるが、単に動物の側からの必要な広さというだけではなく、清掃や日常の維持管理がしやすいという観点からも必要な事項については、解説書で説明をしていきたい。
- 16枚目はケージ等の構造等の基準で、こちらについては従前どおり金網の床材としての使用の禁止、ケージや訓練場にさびや割れ、破れ等の破損がないことを義務づけとしている。ケージの積み重ね等については、現行の規定等も踏まえて不安定な状態でのケージの積み重ね、ふん尿が漏れいする、ふん尿が上のケージから下のケージに伝わってくるような構造は認めない、としているが、そういったことについて具体的にどのような状態が認められないのかということをしかり解説書の中で説明をしてまいりたい。
- 18枚目は従業員の員数に関する事項である。頭数については、前回説明したが、繁殖用の犬で1人当たり15頭、販売犬等すなわち繁殖用以外の犬については20頭まで、猫については繁殖用の猫は1人当たり25頭、販売用やその他の猫については30頭までとした。犬と猫の両方を飼っている場合等の規定の方法については前回、今後検討としていたが、具体的な例示として、犬と猫の双方を飼養する場合、販売用の犬と販売用の猫の両方を持っていて、販売犬が10頭のととき、販売猫は15頭とし、(犬と猫それぞれの上限度である)1人当たり20頭と30頭を合わせて計50頭飼えるということではなく、当然必要な時間を考慮するということになるので、例えば犬が上限の半分であれば、猫も上限の半分という形になる。実際にはもっと複雑な規定を置く必要があると考えており、繁殖用の犬と販売用の犬が同居している場合や、単純に割り切れない場合等も出てくるかと思う。恐らく細かく別表等で定めていく必要があるのではないかと考えている。課題のある事業者の上限度強化と優良な事業者の上限度緩和の検討について、従前説明したとおりである。
- 20枚目は環境の管理に関する事項である。こちらについては、前回説明をしたとおりで、動物の健康に支障が出るおそれのあるような状態について、それを直接的に禁止し、また温度・湿度計の設置を義務づけて、具体的な確保すべき温度等については、基準の解説等の中で、例えば代表的な品種ごとの配慮等について記載をしていきたいと考えている。
- 23枚目の「動物の疾病等に係る措置に関する事項」は、前回、定期的な獣医師の健康診断を義務づけるということをご提案した。これは、繁殖個体等、特定の施設、特定の事業者の下で1年以上飼養する個体に対して適用することを想定しており、繁殖個体については、雄であっても雌であっても、繁殖に関する診断を受けるこ

とを義務づけたいということである。つまり、健康診断の際に、今後繁殖に供していかどうか、あるいは帝王切開をした個体であれば、その状況等について診断を受けることを義務づけ、獣医師の診断の結果として、それが今後繁殖に供することは不適切ということがあれば、繁殖に供してはならないという形にしていきたい。

- 24枚目の「動物の展示又は輸送の方法に関する事項」についても前回ご指摘をいただいた。6時間おきに強制的に休ませることを基本とするのではなくて、動物が自分の意思で自由に移動できる状態が良いということである。例えば猫カフェのようなところ、あるいは犬とふれあう施設、販売店における展示にも適用されると考えているが、ご指摘を踏まえて、より望ましい状態をまず基本として、休息ができる設備に自由に移動することが可能となる状態を確保することを義務づけた上で、必ずしもこういう構造の設備を整えることが難しいということもありうるので、ただし書として、そういう状態を確保できない場合には6時間おきに休憩時間を設けることにしたい。動物を輸送した場合に、2日間以上、その状態を観察することというのは、従来説明したとおり、規定として残していきたい。
- 26枚目の繁殖については様々な議論がある。基本的な考え方として、個体ごとの繁殖の生理に合わせた管理を義務づける基準としたい。大臣の挨拶にもあったが、基本的な考え方としては、マイクロチップ等で確認がしやすくなる年齢を基本にするということを考えている。基本的には交配は6歳まで、ただし7歳になった時点でまだ6回出産をしていない場合については、7歳まで認めるという書き方にしている。
- さらに、マイクロチップ装着の義務化が令和4年6月なので、それまでの間、年齢は台帳等で確認することができるようにする必要があるが、完全性に課題があるため、年齢に加えて、議連でも提案されている出産の回数の上限6回を規定することも検討し、これについては早急に結論を得ていきたい。
- 太字の部分については、基準そのものではなく、これに合わせて環境省として進めていきたい取組について触れている。繁殖をいつまでさせるかという課題については、早期に繁殖を引退させて、譲渡に出し、家庭等で暮らせるようにしていくということも非常に重要という指摘がこれまでもあった。この譲渡の促進という観点から、発情周期の長短にかかわらず、能力的に産ませられる限りは産ませるという状況を放置するのではなく、できるだけ早い段階で譲渡されるための効果的な施策を推進していく必要がある。まずは、そういった仕組みを、どのような関係者が、どのような連携、役割分担等を図ることによって進めることができるのか、行政として何ができるのか、といったことも含めて議論していく場の設置をしていきたい。
- なお、以下は、年齢による繁殖制限を講じた時の参考情報だが、（交配を）6歳ま

でとして年齢で規定をした場合、発情周期が長い個体であれば、毎回受胎をしたとしても繁殖回数は6回までとなるということを参考までに触れている。

- 猫については、同じく（交配は）6歳までとし、ただし、7歳時点の出産回数が、犬の場合は6回のところを猫は10回としているが、10回にならない場合は7歳までとしている。犬猫いずれも、1歳未満であってもなくても、年齢、出産回数等にかかわらず、繁殖に適さない個体については交配を認めないということを基準の中にも明記したい。
- 下に赤字で書いているが、獣医師の診断結果も踏まえて、雄雌ともに繁殖に適さない個体については交配を行わないことを義務づける。具体的には、初回発情の段階でまだ体の成長が不十分な場合、あるいは帝王切開を経験して、次の出産について難産のおそれがあるということが分かっている場合、あるいは個体そのものの栄養状態が良くない場合等、様々なケースが想定されると考えている。
- 27枚目は補足を追加しただけである。繁殖については、回数か年齢かという議論が非常に盛んに行われているが、参考までに申し上げれば、生涯繁殖数と年齢の上限、双方を規制する国は確認していない。同じことを別の方法で規制することになるので、併用している国は確認できていないということ。
- 28枚目は、犬の繁殖サイクルのイメージ図をわかりやすく書き直したものである。小泉大臣の挨拶の中で触れたため、簡単に説明するが、発情周期が短いもの、5か月の品種もいるということだが、6か月の場合であれば、8か月おきに出産をする。毎回受胎するわけではなく、平均して7~8回程度出産する。発情周期が長いものについては、平均して4~5回程度になると考えられるということを模式図的に示している。
- 猫については、全く繁殖生理が異なる。妊娠しない限りは発情周期が繰り返される。冬は発情しないが、交尾すれば必ず基本的には妊娠するということで、離乳後、またすぐ発情が再開するということを模式図に示したものである。
- 30枚目は動物の繁殖に関する事項の続きである。帝王切開について、前回ご指摘があったところで、回数を規制する考え方、あるいは計画的な帝王切開そのものには何らかの規制があったほうがいいのではないかとの論点である。獣医師が、出生証明書の交付だけではなく、次の出産ができるかどうかについて、判断をしたほうがいいのではないかというご指摘もあり、母体の状態に関する診断書、すなわち次回の繁殖に供していいかどうかについて獣医師の所見を得ることを併せて義務づけていきたい。
- 最後に32枚目のその他の事項として、今回、直接的に禁止すべき状態として、不適切な被毛や爪の状態を規定していくことと、人とのふれあいの実施等について規定していくことを考えたが、その中身についていくつかご指摘があった。例えば、どのようなふれあいが必要か、犬、猫それぞれについてどういったことをす

る必要があるのかについては、解説書の中で具体的に例示をしていきたい。今後、この検討会等の中でご助言をいただきながら充実を図っていきたい。

- 最後のところだが、例えばケージの中にどういう環境を整えるべきかについて、隠れ場所を例示したが、そのほかにも遊具、猫であれば爪とぎといった具体的な設備等について解説書の中で具体的に説明をすることによって、それぞれの事業者が適切な環境をそのケージ等の中に整備していくということも併せて担保したいと考えている。

続いて、事務局より「資料1-2」動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会とりまとめ報告（案）」について、以下の説明が行われた。

- 今回、前回の検討会資料に倣い、資料1-1に基づいて説明した。この内容をそのまま文章化し、まとめさせていただいたのが資料1-2であり、基本的に内容は整合がとれているものである。この検討会にてとりまとめをいただいたものを、今後、中央環境審議会にご報告するという意味での検討会取りまとめ報告の本体としては、この資料1-2を位置づけたいと考えている。

事務局からの説明後、以下の質問・意見等があった。

- 7月検討会を踏まえて、かなり変化があり、非常に苦労されたことがこの報告からも見えたが、いくつか質問、希望がある。まず、「自治体がレッドカードを出しやすい明確な基準」とあるが、この点について質問がある。繁殖回数・方法について、「1歳未満であろうとなかろうと、年齢や出産回数にかかわらず、繁殖に適さない個体は交配を認めない」という点について非常に良いと思うが、「初回発情時に体の成長が不十分な場合」という記述について、これを確認するのは非常に難しい。どのような検査をすれば十分かという証明は不可能と思う。「初回発情時に交配に含めず飛ばす」という規制は、他国に既に存在するので、ここは「初回発情を飛ばす」としたほうが明解ではないか。（委員）
- 繁殖回数・方法について、帝王切開に関して、「母体の状態に関する診断書」を入れていただいたのはありがたい。獣医師が帝王切開をすると読み取れることはできるが、「帝王切開は獣医師のみが行う」という文言を入れていただきたい。前回の検討会でも話があったが、どう考えても手術を獣医師以外が行うのは虐待に当たると思う。帝王切開ができるのは獣医師のみと記載してほしい。（委員）
- 従業員の員数について、明確な基準という観点から見ると、現状の記載では、ごまかすことができるのではないかと。従業員とは何を指すのか。アルバイト、ボランティアまで含むのか、パートタイムは含むが、ボランティアは含まないのか。又は正規職員のみを指すのか、従業員というのとは何を指しているのかを明示しないと明確な基準にはならないのではないかと。（委員）

- 前回、「基本的に初回発情であっても、十分に体が成長していれば繁殖に問題が生じることが無い」という話があった。初回発情の時期も個体によってばらつきがあるというのもあり、また初回発情について飛ばしているかを確認するのは、非常に難しい課題があると考えている。悪質な事業者はこれをごまかし、まじめな事業者は遵守する。それで良いのか、悩ましいところである。基本的には出産や交配の回数ではなくて、年齢という確認しやすいものを基準とする基本的な考え方との整合を考えたときに、初回発情を飛ばすという方法ではなく、繁殖生理の特徴が個体によってさまざまであるという基本的スタンスに立ち返って考えたところである。（事務局）
- 帝王切開について、前回も同様の話があったが、基本的には帝王切開は獣医師がしなくてはならないということ、この規定を置くことで明確にしたいと考えている。法律上は明確に帝王切開を獣医師以外がしてはいけないと、例えば、獣医師法の条文に書いてあるわけではない。これを動物愛護管理法の観点から明確にするという方法をとることも考えられるし、虐待ではないか、という問いに対しては、帝王切開を獣医師以外の者が行う際に、麻酔を獣医師以外の者が使用することができるのか、という問題が出てくる。その場合、薬機法や獣医師法違反になるおそれがある。もし無麻酔で獣医師以外の者が帝王切開を行った場合、動物愛護管理法44条の「みだりに動物を殺傷する」という虐待規制に違反するのではないかと考えており、条文としての動物愛護管理法の望ましい規定という観点から、獣医師だけが帝王切開ができるということはどう担保していくかという点と、逆に、獣医師以外の者でも帝王切開ができるという誤解を与えないようにするためにどうするかは、総合的に判断して、条文化を進める際に、今のご指摘を踏まえて適切な書きぶりとなるよう、検討していきたい。（事務局）
- 従業員の員数は悩ましく、今の段階で必ずしも明確になっていない部分もある。一般に動物取扱業、例えば繁殖業であれば、個人・夫婦が家族経営のような形で営んでいる場合と、フルタイムではないパートタイムの従業員が数名雇用されている場合、あるいは大規模にシフトを組んで経営している場合とさまざまな形態がある。販売業についても動物の管理に従事する人と、それ以外の接客等に従事する人がいたり、同じ人が時間によって異なる作業をしていたりする。また、第二種動物取扱業者も、本業を別に持ち仕事以外の時間を活用して犬猫の世話をしている人、あるいは、ボランティアとして活動に協力している人など様々なケースがあると想定している。こういった場合に、従業員の定義をどうするとよいのか、難しい面があると思っている。環境省としては今後具体的に条文化を進め、あるいは審議会で議論をしていく中で、他の労働法関係法規で、員数についてどのように規定しているか、犬猫の飼養管理という観点で特別に考慮すべき点がないか、など整理していきたいと考えており今後の宿題としていきたい。（事務局）

- 初回発情時の体の成長について、畜産分野では子どもの体重の平均値と分娩の時の予想体重を想定して、分娩時の子どもの体重との比が8%か10%か定かではないが、体重比によって難産率が高くなることを確認し、種付けすべきか、もう少し延ばすべきか、などについて推奨している例があったと思うので、そういう検討をしてはどうか。自治体が「適正に対応できるように」とあるが、チェックしやすさという点で、資料1-1スライド9枚目について、「闘争等が起こる組合せでの飼養は認めない」とあるが、「闘争」の定義を明確にしないとわかりづらいのではないか。闘争といっても、遊びのような闘争もあれば、本当に相手を排除しようとする闘争もあるので、その区別がはっきりできるようにすべきである。例えば損傷が起きるといった点である。行動学的にいえば、攻撃された側が敗走し、一方の側の負けが明確な場合は闘争にあたる。お互いに悪影響のない、ストレスのかからないよう適当に分かれて戦うのは、模擬闘争である。（委員）
- 資料1-1スライド20枚目の臭気の問題について、畜産ではアンモニアレベルを想定する。アンモニアレベル、CO₂のレベル、及び塵・埃などの粒子の多さは連動する。アンモニアレベルが高くなると、動物の反応としては、呼吸数に変化がでてくるが、暑熱による変化との区別が難しいため、臭気の数値目標のようなものがあつた方がわかりやすい。（委員）
- 日照サイクルの確保について、アニマルベースメジャーの観点からは、睡眠が確保できるかが重要になる。その点について、畜産では、睡眠を確保する方策として連続何時間は暗期を作りなさい、と規定しており、何を目的として日照サイクルを確保すべきか理由を書き添えていただくと理解しやすくなる。（委員）
- 資料1-1スライド32枚目のアニマルベースメジャーについて、ボディコンディションスコア、過度のグルーミングなども、大きな指標ではないか。また、死亡率について、死亡率の高さは大きな問題であり、基準とするのは、何パーセントにしたらよいのかわからず、難しいかもしれないが、ボディコンディションと同様、削瘦している個体をどこまで許容すべきか、削瘦した個体に対してどのような手当てをしていくのか、死亡率・削瘦・ボディコンディションスコアなどといったものを加えることはできないか、と思った。（委員）
- 基準の中で、定義や根拠に対し理由を明確にしたほうが良いという指摘と、目標として望ましい管理をする上で数値を示した方が良いという指摘があると思う。例えば臭気であれば、基準の解説の中で、既存の法令である悪臭防止法の説明を加えながら、どのような数値を目指す必要があるかということの規定していくことも考えたい。死亡率については、基準として示していくのは実効性の観点から難しいと思うが、死亡率が有意に高まるというような状況が仮に起こるようであれば、その他の基準でしっかり規制をしていく必要があると考える。日照の確保について、猫については自然の繁殖サイクルを確保するという観点から必要とい

- うこともあるので、基準の解説の中で触れていきたいと考えている。（事務局）
- 繁殖の回数のところ、この案は回数を明記するのではなく、年齢によって規定するとあるが、法解釈の観点から少し疑問がある。資料1-1スライド2枚目の根拠法令第21条第2項第6号のところ、「動物を繁殖の用に供することができる回数」について、基準を定めると書かれているが、今回の案がそれに沿ったものといえるのかどうか聞きたい。（委員）
 - 根拠法令としての動物愛護管理法改正法第21条第2項第6号について、「動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項」とあるが、結果として示したのは、年齢規制を置くことで間接的に回数を定めるとする考え方である。この条文の第1号から第7号の規定の全体は、すべての動物群に対する規定であり、犬猫だけではなく、その他哺乳類、鳥類、爬虫類すべての動物について当該規定を運用し、適切な繁殖をはじめとする動物の飼養管理を担保するものである。それを踏まえて、すべての動物について繁殖何回と直接的に規定するところまで当該条文は想定していないと理解している。第3項について、「犬猫等販売業者に係る第一項の基準は、できる限り具体的なものでなければならない。」とあるが、動物の適正な取り扱いのために最も実効性のある方法として、年齢による規制が効果的であると判断した。動物の健康、安全の確保の観点から、できる限り具体的なものとして、年齢で規制をする考え方を提示した。（事務局）
 - 回数が法律に規定されていながら、回数を定めないと正面から言うのは、委任立法の在り方としてどうなのかと思う。「犬：メスの交配は6歳まで（満7歳未満）ただし、満7歳時点で生涯出産回数が6回未満の場合は、7歳まで」という基準について、最初にこの一文を読んだときに、6歳まで6回が原則であり、生涯出産回数が6回未満のときのみ、1年延長という例外規定があると理解していたが、そのような不文の一般原則は特にないということであったので、そうだとすると法律の趣旨に沿った基準になっているか少し疑問に思う。「生涯繁殖回数と年齢上限の双方を規制する国はない」という記述があるが、「満7歳時点で生涯出産回数が6回未満の場合は、7歳まで」と書いてあるのだから、回数についてもそれなりに考慮要素として考えていると説明したほうが良いのではないか。その回数の定め方が妥当なのかどうかということは、何とも悩ましいところであるが、今月中に結論を出し、6回までと規定することも検討するということだったので、検討結果を待ちたい。この点についてマイクロチップが義務化されるまでというのは、そこまでの時限的措置という位置づけということであるなら、マイクロチップが義務化された時に、それまで適用されている出産回数6回までという規定をあえて外さなくてはならない理由があるのか私にはよくわからないが、その時点までそれが妥当なルールであるのなら、マイクロチップ義務化後も運用してもよいので

はないか。今後、それも含めて議論していくのだろう。（委員）

- 資料1-1スライド23枚目で、「診断を受けることを義務付ける」と書かれているが、獣医師の健康診断を義務付けるだけではなく、診断の結果、獣医師が指示したことに従うとしないと意味がない。資料1-2の8頁において、法第22条の3（獣医師等との連携の確保）という規定を根拠のように持ってきているが、獣医師の指示に違反した場合、レッドカードにつながるのかよくわからないため、今回の基準の中に連携の確保や診断の結果の指示に従う義務を明記しないとイケないのではないか。（委員）
- 繁殖の診断の部分について、資料1-1スライド23枚目に疾病等の措置に係る項目として「診断を受けることを義務付け」と記載しているが、繁殖にかかる基準である資料1-1スライド26枚目に「繁殖に適さない交配は認めない」という基準を記載しており、ご指摘部分はこちらと連携して発動していくことになる。そのため、基準全体としては連動しており、獣医師が認めないものは、認めない方針である。（事務局）
- 法第21条第2項第6号の繁殖の回数について、改正前後の構造を比較して言うと、現行の第一種動物取扱業者と第二種動物取扱業者の基準は省令で定められたうえで、その他の詳細な項目自体は、細目に規定されている。繁殖回数については、現行では細目の中で動物の管理ということで、母体に過度の負担がかかることを避けて、繁殖の回数を適切なものとするようにということで、定性的な記述であるものの規定されている。法第21条第2項第6号には、「その他の動物の繁殖の方法に関する事項」とあるが、回数という文言は「動物の繁殖の方法に関する事項」の中の一つの例示として規定されている。この第6号の回数の考え方は、必ずしも数字として規定するように法律が委任しているわけではなくて、繁殖の方法に関する事項の一つの例示として規定されており、年齢で規制することとなっても、法律の委任から逸脱しない範囲で規定されていると考えている。（事務局）
- 既に指摘のあったアニマルベースメジャーについて、基準7の「その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項」の基準であるが、この内容では、どうしても外貌など、物理的・機械的な印象を受ける。できれば、動物愛護の精神に基づき、「動物をよく見て」という指標を含められたら良いと思う。行動的に抑うつや無気力など見てわかるものや、震えがあれば何か問題があることがわかる。そういう動物が1、2匹なのか、全体の中で多いのかといったことで決められないのか。良くない状態は、動物の行動にも表れてくると思う。そういう精神面についての指標が無いと、殺伐とした無機質な感じがする。もちろん解説書に記載するとしても、基準本体にも具体的な事項を記載してほしい。（委員）
- 員数についてのところは気にはなるものの、現状を踏まえるとどうしても急激な変化になるということで、いろいろな問題が生じるであろう。まずはレッドカー

ドということ最低限ということと理解したが、主に、販売や繁殖業者を想定していると思う。しかし今回改めて業種、業態が様々なものが関係するという説明があったが、第二種動物取扱業者となるアニマルシェルターに関して、例えば8時間労働している人はかなり限られているかもしれない。また、登録業者（第一種動物取扱業者）は取消し・登録拒否など、業を行えなくなる仕組みがあると思うが、第二種動物取扱業者は違反があった時に届出の取消しがないと理解している。悪質な第二種動物取扱業者は、罰金を払いさえすれば業を続けることができるのか、それに対して何か検討をしているのか。（委員）

- 基準7の動物の管理については、できるだけ不適切な飼養の典型的な内容については規定するという考え方である。一方で、ここで規定できるのは、明確な基準であって、自治体の職員が見ても事業者が見てもわかること、そして取消しや罰則のレッドカード基準として、対策がとれること、つまり原因がわかっている何をすれば解消できるかわかることである。代表的なものとして、「被毛に糞尿等が固着した状態、毛玉で覆われた状態、爪が伸びたまま放置されている状態」であれば、対策の取り方が明確である。目で見ても、自治体の職員と事業者の間に認識の相違も生じにくいと考えている。それを踏まえて、他に加えられるものがあれば、ぜひ加えていきたいと思っており、また、そこまでではないが不適切な状態としてよく見られるものや、原因がはっきりしないもの、解決策を講じてもただちに解消に至らないものについては、基準の解説の中で規定することも考えられる。（事務局）
- 第二種動物取扱業者の違反について、制度的には届出制であり、登録制のように取消処分や拒否という措置が存在しない。不利益処分については勧告命令を経て、罰金30万円が課されるのみであり、それが現行の制度上の限界である。明らかに不適切な飼養であれば、動物愛護管理法の第25条の生活環境被害や虐待のおそれのある飼養の規制や、虐待そのものの規制である第44条を踏まえ対応を取っていくことになる。飼養管理基準との関係で言えば、直接的にはそれが制度の限界であるが、さらに様々な問題が生じれば、別の対策が必要であり、例えば多頭飼育であれば、多頭飼育に関するガイドラインを作っていくことにしており、警察や福祉関係の各団体等と連携していくことも想定している。（事務局）
- 「飼養施設の設備構造・規模、管理」について、ペットショップはこの部分で規定されていると考えてよいか。展示の施設とバックヤードの施設はどのように整理されているのか。（座長）
- 基本的には、設備の基準は同じように適用される。（事務局）
- 展示しているところだけではなくて、その後ろの休むところであるバックヤードにも基準がかかってくるという理解でよいか。（座長）
- そうである。基準の確保の仕方として様々な形態があるとは思っており、いわゆ

る一体型の基準を満たしているような環境を、店舗の方に置くのかバックヤードに置くのか等、様々な形態があると思う。いずれにせよバックヤードについては飼養設備とみなさない、立ち入れないということではなくて、全体として基準自体は満たした上でしか飼養はできないことになる。（事務局）

- ただいまの議論を踏まえて、座長と事務局で必要な修正を行った上で検討会報告として公表させていただきたい。細かい表現などについては座長に一任していただければと思うが、そのような取扱いでご了解いただけるか。（座長）

（異議なし）

- それではそのようにさせていただく。事務局については、必要な作業をよろしくお願いしたい。（座長）

座長より、「資料2」 犬と猫の動物福祉に配慮した、より良い飼養形態の提案に向けて「動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会座長提言」について説明。

- 今回の議論は事業者向けをメインにしているが、本検討会に求められているのは単にそれだけではなく、一般の飼い主、消費者とってよいのかもしれないが、そういった人も含め皆さんが動物を飼うにあたって、より良い飼養形態を模索していきたいという意図で提言を作成した。科学的根拠をどういうふうと考えていくべきかということ最後に参考として付している。座長提言の主なものとしては、数値化というのは重要な要素だが、数値のみが独り歩きしても困ることが起きるということを理解してもらいたい。数値のみにとらわれてしまうと、本質的な動物の福祉が損なわれる可能性も考えておかななくてはいけないということを提言として入れている。今後、この遵守基準が実際に動くことになると思うが、そこで事業者が破綻や廃業ということになる可能性がかなり大きい。そうなると、また不適切に飼養される動物が増える可能性があることを、この時点から考えておかなければならない。国としては適切な準備期間を設けてほしい。その間に、事業者、自治体を含め、予防策・対応策を考えてほしい。特に、自治体におかれては何か起きたら全ての動物を受け入れるということになるが、一方で保健所はかなり逼迫している状況もあると思うので、しっかりと準備期間中に対応策を考えてほしい。もう一つ注意していただきたい点は、本検討会でも諸外国の例を調べているが、数値による基準を設定する際には、社会的な合意が重要視されてきているというのが分かってきていること。本検討会后、中央環境審議会動物愛護部会に基準案を報告するが、動物愛護部会において社会的な影響の評価も含めた丁寧な審議をお願いしたい。具体的にそういったことをそれぞれやっていただく提言として、国、各関係主体という形でお願いしたいことを列挙している。（座長）

座長からの説明後、以下の質問・意見等があった

- 2ページの下の「①事業者」の3つ目に「破綻による影響を考慮して複数の者による経営を心掛ける」とあるが、この「複数の者による経営」とはどのようなことを指すのか。（委員）
- 一般的に家族経営が非常に多くて、本当は家族といっても夫婦というかどちらかだけでやっているケースも多いが、これが破綻すると飼養できない動物が一気に出てくる状況がこれまでもあったし、今後も想定される。したがって、もう少し複数の者による経営を、というニュアンスを出した。（座長）
- 意見ということではないが、今回、数値基準を決めていくにあたり、さまざまな諸外国の法律等を見ると、数値を持っているところというのはほとんどない中、これだけ具体的な数値を決めたというのは、本当にすごいことだと思う。付け加えるとすると、諸外国ではケージ等のサイズ、繁殖回数、繁殖年齢というのは法律ではなくて、例えばアメリカ最大手の猫籍登録団体のCFAやスウェーデンのケネルクラブといった、いわゆる血統書の登録団体が自主規制で、ブリーダーに対してガイドライン、ガイドブックを出している状況である。日本においても事業者であるJKC等や、猫においても日本ではCFA傘下のキャットクラブも多いことから、これらの団体が自主基準を持ってもらい、業界において厳しい自主規制を行ってもらいたいというのが希望。法律となるとどうしても最低基準になってしまうのはしょうがないところもあるため、業界自身が自主的な数値、理想的なものを作っていただきたいというのが希望としてある。（委員）
- 先ほどの「複数の者」で、複数いても不安定ということはあるかもしれない、要するに安定的な経営を心がけるようにという趣旨だと理解したため、その点も入れてもらえると良い。国における取組のところ、2ページの4つ目で、自治体のデータ、問題事例等を集めて解析し、今後の判断の根拠として活用することは非常に重要な指摘である。また、小泉大臣のご挨拶の中で、「自治体の相談窓口を設置する」という話があったが、様々な事例を集めた後、判断の根拠として活用する主語は誰かということについて、国が基準を改定する時に活用することもあるだろうが、非常に魅力的な取組を行った自治体の事例があれば、それを自治体にうまく周知することで、自治体が適切に判断の根拠として活用できるようにする必要があるのではないか。そういう事例を集積して情報を共有できるような仕組みづくりを進めていただければ良い。（委員）
- データの提供を依頼して、出てくるデータもあるが、出てこないデータもあり、困ったこともあった。できればきちんとデータとして取っておいてもらえれば、今後も対応できるのではないかと。相談窓口はすごく良いと思う。自治体で対応できないことも結構あるのではないかとこの部分が気になっており、実際にその相談を環境省で聞いてもらえて、こういう場合はこの条文を出しなさいなどと言っ

てもらえるのであれば、おそらく自治体もかなり対応しやすくなってくるのではないかと思っている。（座長）

（２） その他

- 事務局より、「**参考資料 1** 飼養管理基準の規定の考え方（案）」について説明。参考資料 1 は、今後、飼養管理基準を法令に落とし込む上での考え方を示している。
- 事務局より、「**参考資料 2** 動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会 今後のスケジュール」について説明。今年秋頃、中央環境審議会の動物愛護部会に基準案の報告をして審議を行い、その後、パブリックコメントに1か月かけて、意見の募集・集計・回答を行う。その後、動物愛護部会で年内に審議会の答申をいただくという流れで考えている。答申後、速やかに公布手続を進める。この流れと共に、検討会では引き続き基準の解説書について検討を行い、省令とこの基準の解説書を来年の6月1日に施行する予定。

以 上